

## 第61回 通常総代会開会挨拶



理事長 西村勝義

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日第61回の北条砂丘土地改良区総代会を開催しましたところ、総代の皆様には大変お忙しい中を多数のご出席を頂きまして有難うございました。日頃から皆様には本改良区運営に対しまして、大変なご支援ご協力頂き重ねて厚くお礼を申し上げます。

北条砂丘土地改良区は昭和27年に設立して以来、多くの土地改良事業を重ねながら、現在のような素晴らしい施設を有する土地改良区になってまいりました。しかしながら、昨今の農業情勢は厳しく、高齢化、担い手不足といったことから、遊休農地が増加する一方であり、大変困難な事態となってきております。加えて平成23年度は、葉たばこの栽培面積の半分が廃作になり、それに追い打ちをかける状況であります。代替作物としてゴボウ、ネギなどを作られる農家もありますが更に遊休農地が増加するのではないかと心配しております。

しかし、本町は県下随一を誇る農業の町でもあり、国、県の施策や、町及び関係機関ともタイアップしながら、このような状態に歯止めを掛け、より良い姿の農業に返して行かなければなりません。そして立派に完備された畑かん施設を大切に、少しでも長持ちさせることを考えながら、組合員皆様方の生産される農作物の生産性及び品質の向上を目指して、有効かつ適切なかん水業務に努めてまいりたいと存じます。

振り返りますと昨年は大変な年でありました。昨年3月11日の東日本大震災では地震と共に大津波、原発事故と連動的に起こった大災害により、死者、行方不明者が合わせて2万人、1年経過した今日でも故郷に帰れず避難された方が34万人ということで、過去に例がない大災害でありました。一日も早い復興を願うものでございます。また、TPP参加の問題、消費税増税の問題等、暗い影を残した年でありました。

さて、昨年度より取り組んできました国の補助事業である低炭素むらづくりモデル支援事業の太陽光発電施設も完工し、順調なスタートを切っております。その売電による収益金で農家の皆様のご負担が少しでも軽減できればと思っているところでございます。

年々農業情勢が逼迫するにつれて、賦課金の徴収率が低下し滞納金の回収が困難となって来つつある中で、本年は徴収率の向上を重点目標とし、不真面目な滞納者には法的手段として滞納処分を行うことを理事会で決定しております。総代の皆様には今後色々とお世話になりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、改良区運営にご尽力頂きました方々が亡くなられております。平成23年4月に現職総代の弓原の杉本壽治様、江北浜の濱本正二様、平成23年7月に現職理事の中本昌隆様でございます。皆様と供に哀悼の意を捧げたいと思います。

本日提案いたします議案数は26議案という数多くの議案であります。これは、代表理事会、各委員会、理事会で十分なる検討を行って作成したものであります。どうか十分なるご審議を頂きまして、原案どおり可決承認して頂きますようお願い申し上げます。意を尽くしませんが開会のご挨拶といたします。

# 第61回 通常総代会開催



平成24年3月19日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、第61回通常総代会を開催しました。

総代44人（定数58人、出席率75%）の出席をいただき、議長には北栄町松神の前田榮雄総代が選出され、提出された26議案を原案どおり可決決定し午後3時35分閉会しました。

なお、提出議案のうち平成22年度決算及び平成24年度予算の概要は下記のとおりです。

## 《平成22年度 一般会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 組合費	107,940,709円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	27,747,984	低炭素事業補助金他
3 財産収入	7,667	預金利息
4 使用料手数料	191,000	施設使用、手数料
5 繰入金	25,503,602	特別会計から経常費他繰入
6 雑収入	7,939,416	修理代等
7 維持管理適正化事業	5,670,000	県土連事業交付金
8 繰越金	342,794	前年度繰越金
合計	175,343,172	

(支出)

科目	決算額	付記
1 事務費	22,834,928円	事務費、総代会費
2 事業費	43,274,178	維持管理適正化事業 他
3 負担金	5,000	県土連負担金
4 維持管理費	37,392,250	揚水管理費 他
5 償還金及び利子	53,828,228	畑総、平準化償還
6 繰出金	7,735,904	職員退職給与引当金他
7 諸費	10,272,684	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
合計	175,343,172	

## 《平成22年度 決済金特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 決済金	8,920,254円	0.4ha地区除外他
2 雑収入	394,549	預金利息 他
3 繰越金	144,844,641	前年度繰越金
合計	154,159,444	

(支出)

科目	決算額	付記
1 繰出金	26,130,031円	一般会計繰出金、低炭素事業費
2 繰越金	128,029,413	次年度繰越金
合計	154,159,444	

## 《平成22年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 一般会計繰入金	633,904円	
2 雑収入	74,154	預金利息
3 繰越金	28,865,282	前年度繰越金
合計	29,573,340	

(支出)

科目	決算額	付記
1 退職給与金	0円	
2 繰越金	29,573,340	次年度繰越金
合計	29,573,340	

組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますので、漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。  
(電話0858-36-2004)



《平成22年度 財産目録》

平成23年5月31日調整

摘要	金額
<b>【資産】</b>	円
<b>流動資産</b>	18,073,532
(1) 現金及び預金	0
(2) 未収賦課金	15,087,194
(3) 未収損害賠償金	2,986,338
<b>特定資産</b>	183,732,784
(1) 職員退職給与積立金見返預金	29,573,340
(2) 転用決済金積立金見返預金	154,159,444
<b>基本資産</b>	8,000
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
<b>修理資材</b>	1,070,375
<b>固定資産</b>	
宅地(改良区事務所敷地)	2,032㎡
ため池・水槽(下神、由良西浜、江北)	6,956㎡
雑種地(揚水機場用地・ボックス等)	9,059㎡
山林・田・畑	1,929㎡
道路	382,435㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,108㎡
<b>資産合計</b>	202,884,691円

摘要	金額
<b>【負債】</b>	円
<b>長期負債</b>	408,477,847
(1) 日本政策金融公庫 (畑地帯総合整備事業)	401,087,847
(2) 鳥取中央農業協同組合北条支所 (償還平準化事業)	7,390,000
<b>積立金</b>	183,732,784
(1) 職員退職給与引当金積立金	29,573,340
(2) 転用決済金積立金	154,159,444
<b>負債合計</b>	592,210,631円

《平成24年度 一般会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 組合費	110,395千円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	3,542	町補助金他
3 財産収入	5	預金利息
4 使用料及び手数料	94	土地使用料、手数料 他
5 繰入金	6,697	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	1	
7 雑収入	403	過年度未収金 他
8 維持管理適正化事業	5,670	県土連事業交付金
9 繰越金	400	前年度繰越金
合計	127,207	

(支出)

科目	予算額	付記
1 事務費	24,034千円	事務費、総代会費
2 事業費	8,510	維持管理適正化事業 他
3 負担金	25	県土連負担金 他
4 維持管理費	36,082	揚水管理費 他
5 償還及び利子	50,680	ほ場整備平準化、畑総
6 繰出金	5,496	職員退職給与引当金 他
7 諸費	1,980	賦課金徴収手数料 他
8 予備費	400	
合計	127,207	

《平成24年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 決済金	2,496千円	一般会計より繰入
2 雑収入	30	預金利息 他
3 繰越金	122,070	前年度繰越金
合計	124,596	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	6,697千円	一般会計繰出金
2 繰越金	117,899	次年度繰越金
合計	124,596	

《平成24年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 一般会計繰入金	3,000千円	
2 雑収入	15	預金利息
3 繰越金	36,968	前年度繰越金
合計	39,983	

(支出)

科目	予算額	付記
1 退職給与金	1千円	
2 繰越金	39,982	次年度繰越金
合計	39,983	

## 《平成24年度 太陽光発電施設管理運用特別会計予算》

(収 入)

科目	予算額	付 記
1 売電収入	2,000千円	
2 雑収入	1	預金利息
3 繰越金	2,000	前年度繰越金
合 計	4,001	

(支 出)

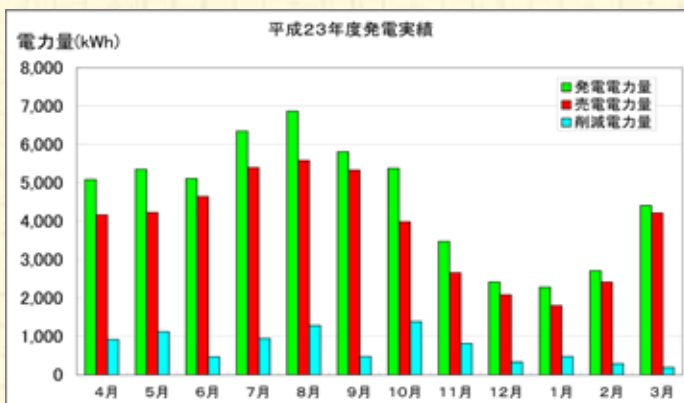
科目	予算額	付 記
1 繰出金	1千円	太陽光発電施設維持管理費
2 繰越金	4,000	次年度繰越金
合 計	4,001	

## 太陽光発電への取り組み

- ・農林水産省 低炭素むらづくりモデル支援事業  
(北栄低炭素むらづくり協議会…北栄町・北条砂丘土地改良区)
- ・テ ー マ 太陽の恵みをエネルギーとした農産物づくりにより地域の活性化を目指します。
- ・取り組み概要 事業年度：平成21年度～平成25年度  
事業費：60,000千円 ソフト事業：10,000千円…全額国庫補助  
ハード事業：50,000千円…国50%、県10%、町10%  
改良区負担：13,540千円

### ◎平成23年度発電実績

- ・設備容量：54kW (合計6カ所)
- ・発電電力量：55,263kWh
- ・売電電力量：46,537kWh  
※10年間固定買取 48円/kWh
- ・売電収入：2,233,776円
- ・削減電力量：8,726kWh
- ・削減電力費：約200,000円



- ・平成23年度に北栄町在住の組合員の方を対象に行った、低炭素に関するアンケート調査の結果は、北栄低炭素むらづくり協議会のホームページに掲載しておりますので、御覧ください。  
<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/teitanso/>

## ☆平成24年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費 (前期)	平成24年7月1日～7月31日
2期	維持管理費 (後期)	平成24年8月1日～8月31日
3期	畑地帯総合整備事業特別賦課金 (前期)	平成24年9月1日～10月1日
4期	畑地帯総合整備事業特別賦課金 (後期)	平成24年10月1日～10月31日
5期	ほ場整備事業特別賦課金	平成24年11月1日～11月30日

◇徴収金額 (10アール当り)

イ	維持管理費 9,400円 (前期4,800円・後期4,600円)	償還期間
□	畑地帯総合整備事業特別賦課金	平成35年度まで
	下北条地区 7,540円 (前期3,840円・後期3,700円)	
	下北条地区(松神暗渠) 9,430円 (前期4,830円・後期4,600円)	
	大栄地区 9,410円 (前期4,810円・後期4,600円)	
	中北条地区 7,670円 (前期3,970円・後期3,700円)	
	中北条地区(江北暗渠) 9,520円 (前期4,820円・後期4,700円)	
ハ	ほ場整備事業特別賦課金 国坂地区 7,580円	本年度で完済

### ●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。  
ご希望の方は、5月31日までに改良区に申し出て下さい。  
また、特別賦課金（4ページ徴収金額の口）を全額繰上償還していただくこともできます。  
こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出て下さい。（償還額は決済金の2を参照）

### ●ほ場整備事業特別賦課金について

5期（11月）に納めていただいております、ほ場整備事業特別賦課金は、国坂地区の償還金です。  
その他の地区は償還完了しておりますので、5期の賦課はありません。

### ●組合費の口座振替(自動引落)について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行のみ取り扱っております。  
組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関(農協・鳥取銀行のみ)及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続きが必要です。

希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

### ●こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出て下さい。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給

### ●滞納処分について

組合費の支払いが滞っている場合には、土地改良法第39条により、滞納処分の法的手続きをとり財産を差し押さえることがありますので、ご注意下さい。

## ★地区除外の取り扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。

2. 畑総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国・県への補助金返還が必要となる場合があります。

〔平成24年度 地区除外決済金〕

3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

1	維持管理費決済金（10アール当り）	109,252円
2	償還金決済金（10アール当り）	
	畑地帯総合整備事業	
	下北条地区	37,573円
	下北条地区（松神暗渠）	47,571円
	大栄地区	59,399円
	中北条地区	57,682円
	中北条地区（江北暗渠）	75,234円

※ 公共用地買収であっても、地区除外区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

(注)

1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

# ☆組合員の皆様へお知らせとお願い☆

## ホームページを開設しています。

北条砂丘土地改良区では、ホームページを開設しています。  
アドレスは、<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/> です。  
最新の情報を公開していますし、散水時間表もダウンロード出来ます。  
TwitterやFacebookでも情報発信を行っていますので、ぜひ一度御覧下さい。



## 電磁弁の上に物を置かないで！

最近、電磁弁ボックスの上に物をのせたり、周りに農業資材などを置かれていることがあります。  
水が出ない、あるいは止まらない時には、早急に電磁弁を点検しなければなりません、ボックスを外すのにかなりの時間を費やすケースが増えてきています。  
迅速な点検作業を行うため、電磁弁の周りに物を置かれないよう、ご協力よろしくお願いします。

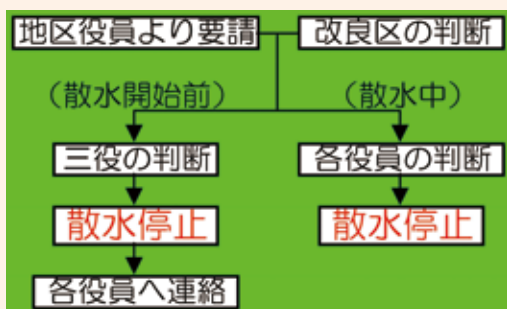
## 国道、県道へ飛散するスプリンクラーについてお願い

近年、鳥取県への観光等が増加しており国道、県道の交通量も増えている状況であります。と同時に国道、県道へ直接飛散するスプリンクラーがあると苦情の連絡も多く受けております。

土地改良区職員で点検を行っておりますが、国道、県道沿いに畑を所有されておられる組合員さんの方も散水時に確認をお願いいたします。

※プロテクターネット、パートクラ（半回転）等、取り扱っておりますのでご連絡下さい。

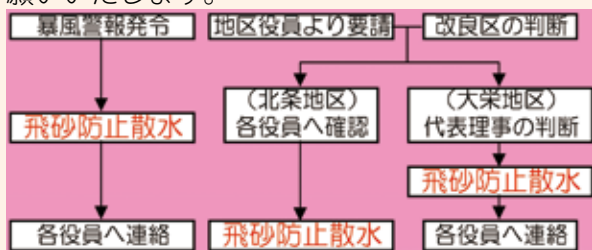
## 雨天時の対応について



- 雨天で散水を停止する場合は、以下の手順で行います。
- ①『地区役員からの要望』または『改良区の判断』で、散水を停止した方が良いと思われる場合
  - ②通常散水が始まる前の場合は、三役(理事長・代表理事)の判断で各地区(中北条・下北条・大栄)の散水停止を決定します。
  - ③散水中の場合は、全役員に連絡し、意見のまとまった地区から散水を停止していきます。
  - ④各地区役員へ散水しないことを連絡します。その後、各地区役員が地区放送で散水中止の周知を行います。
  - ⑤改良区職員が、広報車で砂丘畑を巡回します。

## 強風時の対応について

強風により、飛砂防止散水（5分散水）に切り替える場合は、以下の手順で行います。  
バルブが開いていない場合には効果が期待できませんので、バルブを開けていただきますよう御協力をお願いいたします。



- ①暴風警報が発令され、地面が乾き飛砂が確認されたときには、飛砂防止散水とし、各地区役員へ連絡します。
- ②『地区役員からの要望』または『改良区の判断』で、飛砂防止散水に切り替えた方が良いと思われる場合は、北条地区は、各地区役員に確認し、意見のまとまった地区から飛砂防止散水に切り替えます。  
大栄地区は、代表理事の判断で飛砂防止散水への切り替えを決定し、各地区役員へ連絡します。

③その後、各地区役員が地区放送で飛砂防止散水の周知を行います。

④改良区職員が、広報車で砂丘畑を巡回します。

注：松神地区と大栄地区は、飛砂防止散水の翌日は全ブロックを散水します。

雨天時や強風時の対応については、各地区役員が地区放送で周知を行いますが、畑に出ておられる組合員の皆様には地区放送が聞こえないため、補完的に広報車で砂丘畑を巡回しています。

同時に、ホームページ上の『水土里ネット北条砂丘NEWS』でも情報を発信していますので、ご確認下さい。

## 新 役 員 の 紹 介

平成24年3月19日の総代会において行われた役員の補欠選挙により、下神の脇坂正則さんが無投票で理事に当選されました。